

平成 2 8 年度 事業計画

芦北町社会福祉協議会が合併し、10年を経過した今日、少子高齢化の進行や核家族化、地域のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境は変化し、様々な福祉課題が生じてきています。

このような中、地域福祉の推進役としての社会福祉協議会は、多様な課題を受け止め、その解決に向けた具体的な仕組みづくりや支援が強く求められています。

本年度も、「住民主体の地域福祉の推進」・「地域福祉の担い手づくり」・「安心して暮らせる地域づくり」・「地域福祉活動の基盤づくり」を基本目標に策定した「第2次芦北町地域福祉活動計画（平成24年～28年度）」に基づき様々な福祉課題に対応できるよう、地域住民を始め、関係機関・団体と連携を図りながら「誰もが安心して生活できる」地域福祉を推進します。

基 本 理 念

～ 共助の心で みんなで取り組む やさしいまち あしきた ～

本計画は、『芦北町地域福祉計画』及び『芦北町地域福祉活動計画』と連携し、地域住民の「共助の心」を育て、お互いを認め合い、支え合うための活動が、人や組織をつなぐ多様なネットワークを通じて展開される地域社会を目指します。

基 本 目 標

I 住民主体の地域福祉の推進

地域の福祉課題の解決を目指し、小地域を単位とし地域住民が主体となった福祉活動を支援します。

また、関係機関・団体との連携を強化し、地域福祉コーディネートの充実を図ります。

II 地域福祉の担い手づくり

地域福祉活動の担い手となる地域福祉活動推進員を育成します。

また、ボランティアへの理解やセンターの充実と福祉教育の推進を図り、地域福祉活動のきっかけづくりに取り組みます。

III 安心して暮らせる地域づくり

福祉ニーズを持つ方の自立した生活を支援できるような体制づくりに努めます。

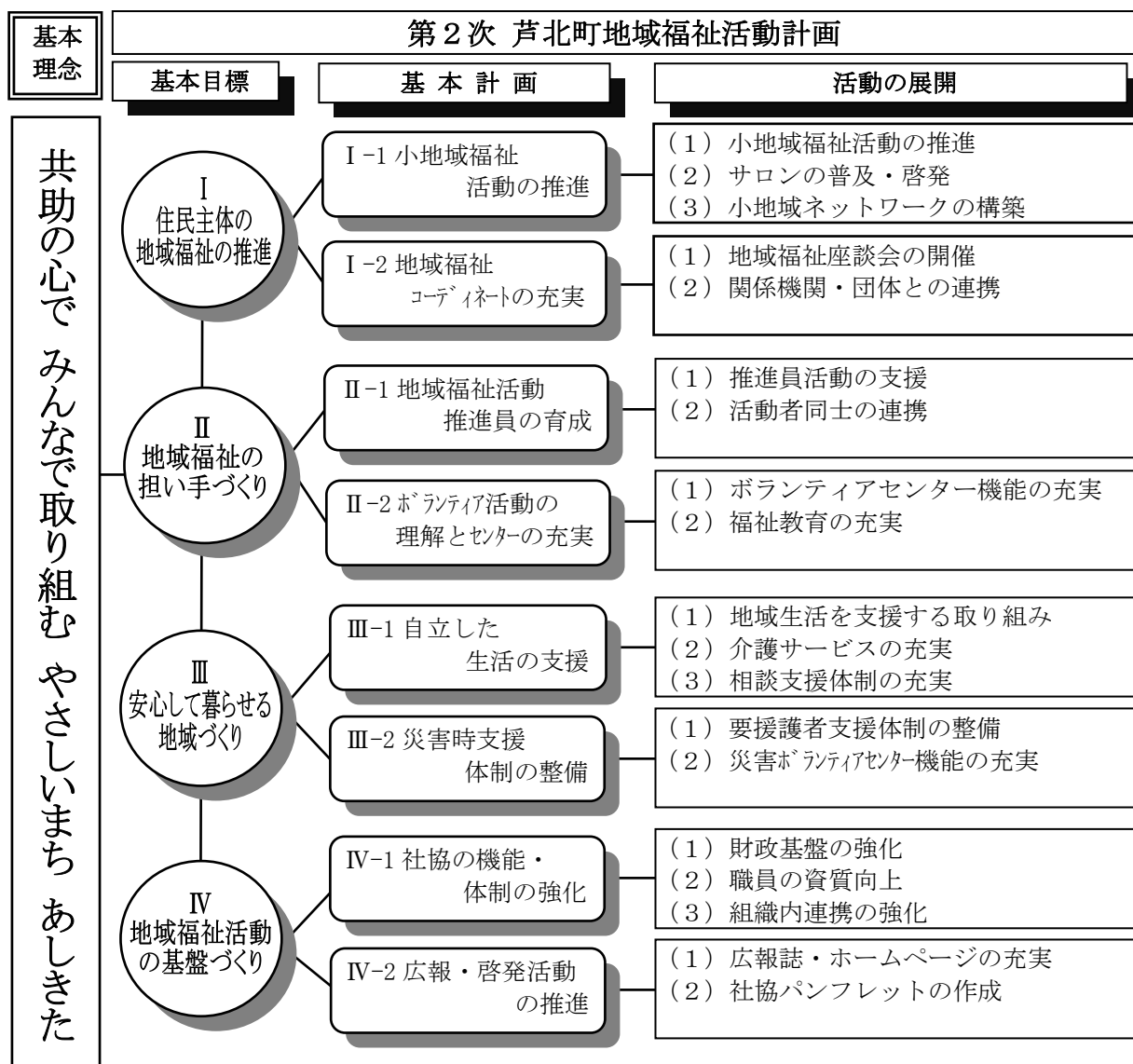
また、災害時要援護者支援やネットワークづくりを進めます。

IV 地域福祉活動の基盤づくり

上記 I～III の目標達成のために、会員の加入促進と社協の機能・体制の強化を図るとともに、広報活動の充実にも努めます。

計 画 の 体 系

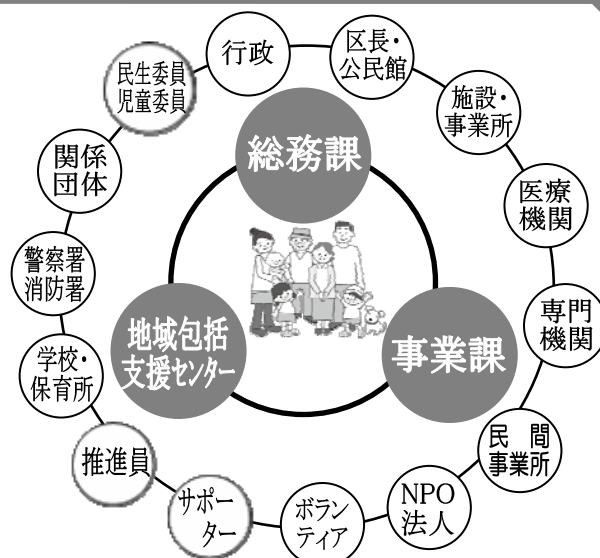
本年度も、4つの基本目標を達成するために、基本計画に基づき活動を展開します。



計画の推進体制

本会の事業（活動）の推進においては、総務課・事業課・地域包括支援センター（3課6係）の専門部署の強化と情報の共有等連携の強化に努め活動を展開します。

また、地区だけでは取り組めないような問題等の対応や解決をするために、行政並びに各種機関・団体等と連携し、芦北町地域福祉ネットワークの構築を推進します。



事業（活動）計画

基本計画実現のために、次のとおり事業（活動）を展開します。

◇◆◇ 社会福祉事業 ◇◆◇

■総務課

【総務係】

1. 法人（本所）運営事業 （基本目標：Ⅳ）

（１）理事会・評議員会の開催及び監査の実施

適正な法人運営を図るため、理事会・評議員会を開催し事業運営（経営）に関する審議を行います。

また、業務執行及び財産の状況について監事による監査を実施するとともに、監査機能の専門性の充実と住民の信頼を高めるため、税理士事務所に委託し外部監査を実施します。

（２）職員の資質の向上

職員の一人ひとりの能力の向上のための研修と上級資格取得への意欲向上へ繋がる援助を行います。

また、地域住民へ視点を置き、本所、支所、部門間の連携と情報の共有等を行い組織内の連携強化に努めます。

（３）安全衛生委員会の開催

安全衛生法の規定に基づき、職員の労働安全及び衛生に関する事項を調査審議するため安全衛生委員会を開催します。

（４）社協活動の広報・啓発

地域住民、行政及び関係機関・団体への社協活動の理解を深めるため、広報「きずな」やホームページを通じて活動のPRを行い、社協の理解者・支援者の拡大を図ります。

2. 生活福祉資金・福祉金庫貸付事業 （基本目標：Ⅲ）

低所得者世帯に属する方、経済的・社会基盤の不安定な生活困窮世帯や日常生活困難者に対し、個別の状況に応じた限度の範囲内で、低利又は無利子で適時に生活福祉資金等の貸付けを行い、専門機関との連携など相談体制の充実や相談者の生活安定の模索など総合的な生活援助活動を通して相談者等の支援を行います。

（１）生活福祉資金の貸付（熊本県社会福祉協議会受託事業）

（２）福祉金庫貸付（１世帯 ３０，０００円以内）

3. 生活困窮者等自立相談支援事業 （基本目標：Ⅲ）

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画を作成し、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行い、生活困窮者の自立の促進を図ります。

（１）「自立相談支援窓口」（主任相談支援員）の設置

（２）「総合相談窓口」（相談支援員・就労支援員）の設置

【地域福祉係】

1. 小地域福祉推進事業

(基本目標：Ⅰ、Ⅱ)

地域福祉活動計画に基づき、自助・共助・公助の協働による地域福祉の推進体制の確立に向け、地域福祉活動推進員を設置し、区長、民生児童委員や専門機関等と連携を図り、地域住民とともに福祉の町づくりを推進します。

また、住民参加による地域課題の解決を目指し、地域福祉コーディネート及び活動支援、人材育成・啓発事業等を行います。

(1) 会員・会費制度の促進

(2) 小地域福祉活動の推進

- ①小地域福祉活動の支援（小地域福祉活動助成）
- ②先進的な地域福祉活動の支援（地域福祉モデル事業助成）
- ③安心・安全な地域づくりの支援（防犯グッズ助成）
- ④ふれあいいきいきサロン活動の支援（サロン活動助成）

(3) 第3次地域福祉活動計画の策定及び策定委員会の開催

(4) 地域福祉活動推進員制度の充実

- ①地域福祉活動推進員会議（全体会）の開催
- ②地域福祉活動推進員先進地視察研修の実施
- ③地域福祉推進セミナーの開催

(5) 職員の資質（コーディネート技術）の向上と広報・啓発活動の充実

- ①各種研究会議、研修会等への参加
- ②情報発信（地域の福祉活動や事例紹介）

2. 地域福祉権利擁護事業

(基本目標：Ⅲ)

認知症高齢者や知的・精神障がい者が地域において自立し、安心した生活が送れるよう支援します。

また、本事業では対応が困難な事例への対応を図るため、「成年後見制度」の理解と法人後見の取り組みについて行政並びに関係機関と連携し検討します。

(1) 福祉サービス利用援助事業の適正な運営

- ①福祉サービス利用援助
- ②日常的金銭管理
- ③預かり物件の保管
- ④生活状況の把握

(2) 成年後見制度の理解と法人後見への取り組みについての検討

- ①成年後見（法人後見）制度研修会等への参加
- ②法人後見センターの研究・検討（先進地社協との情報交換等）

3. 水俣・芦北地域見守り活動推進事業

(基本目標：Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)

地域福祉コーディネーターを設置し、住民主体による地域福祉活動を推進するため、生活基盤を単位とした小地域による見守り活動の推進と体制の強化に向けたネットワークの構築と充実を図ります。

また、見守り活動への住民理解と参加を深めるとともに、行政並びに関係機関・団体

との連携強化と活動の担い手となる協力者（地域福祉活動推進員）の育成に努めます。

（１）小地域ネットワークの構築

- ①地域福祉座談会の開催
- ②見守り活動推進会議の開催（区、地区単位）
- ③災害図上訓練「DIG」の実施
- ④芦北町見守りネットワークとの連携
- ⑤『熊本見守り応援隊』活動の推進

（２）ふれあいいきいきサロンの設置と推進

- ①サロン活動の普及・啓発、活動支援及び運営者の育成

（３）住民参加型「地域支え合い」活動の推進

- ①安心生活サポート事業の実施

（４）協力者の育成と関係機関・団体等との連携

- ①協力者（地域福祉活動推進員）研修会の実施
- ②関係機関・団体との情報の共有、交換及び連絡会議等への参加

4. 共同募金配分金事業

（基本目標：Ⅱ、Ⅲ）

福祉制度外のサービスの推進、当事者組織の支援、地域住民への福祉の理解を深めるための各種活動を展開します。

（１）老人福祉活動

- ・一人暮らし高齢者等激励及び支援、金婚夫婦、寡婦記念事業、地区敬老会支援等

（２）障がい児（者）福祉活動

- ・地域間交流事業

（３）児童・青少年福祉活動

- ・子ども“ふれあい”教室、“こんにちは”赤ちゃん運動

（４）母子・父子福祉活動

- ・親子の一日旅行、クリスマスプレゼント贈呈

（５）福祉育成・援助活動

- ・福祉育成事業、当事者団体等支援、地域福祉整備事業、生活困窮者・災害被災者援助事業、住民参加型福祉サービス援助事業

（６）ボランティア活動育成

- ・ボランティアセンター事業、福祉教育推進事業

■事業課

【介護保険事業係】

今後介護保険事業は、団魂の世代が75歳以上となる平成37（2025）年に向け、一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするために市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築の実現に向け進んでいきます。

そのことにより報酬等の改正等も考えられ事業所としては、ますます経営が厳しいものとなることが予想されます。

本会としましては、更に合理的な事業展開を勘案し実施していく必要があります。そのために全職員が一丸となり共通理解の下、事業に取り組んでいきます。

1. 訪問介護事業 (基本目標：Ⅲ)

要介護・要支援の高齢者が在宅で生活を送るためには、訪問介護事業は必要不可欠で、その役割はますます重要となってきました。

利用者が可能な限り在宅において、日常生活・社会生活が送れるよう居宅介護支援事業所等と連携しより良いサービスを提供していきます。

また、今一度、初心に返って業務内容を見直し、個々のスキルアップにも努め利用者を支援していきます。

さらに、平成27年度から施行された芦北町の介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容等を十分に注視して、事業に取り組めます。

2. 訪問入浴介護事業 (基本目標：Ⅲ)

本事業は、芦北町では本会のみが取り組んでいるサービス事業です。しかし、利用者の介護度が重度であるため当日の体調で利用状況が変わるなど経営状況は不安定で大変厳しいものがあります。

今後は、新たな気持ちの下に、訪問系の事業所等と連携し合理的に事業を進めてまいります。

さらに、介護者との連携を深め、安心・安全な入浴介護はもとより、地域に根付いた入浴介護サービスに取り組んでいきます。

3. きずなの里通所介護事業 (基本目標：Ⅲ)

平成28年度は、健全な経営を行うために、サービス内容等を分析・検討し介護保険制度に合った通所介護事業を目指し抜本的に見直し、利用者やそのご家族と事業所が車の両輪となる様にその形成に努めます。

また、職員のスキルアップのため研修にも積極的に参加してまいります。

さらに、平成27年度から施行された芦北町の介護予防・日常生活支援総合事業は、訪問介護事業同様にサービスの内容等を十分に注視して、きずなの里の特徴を活かした事業としていきます。

4. 居宅介護支援事業 (基本目標：Ⅲ)

介護保険法の理念に基づき、在宅で自立した生活が送れるようニーズを的確に把握し、サービス事業所や他の保健、福祉、医療との連携に努め、適切なケアマネジメントを行います。

また、地域ケア会議への積極的な参加、研修生の受入れ、研修等の参加により介護支援専門員の質の向上を図りその責務を果たします。

【田浦支所事業係】

1. 八幡荘生活支援ハウス運営事業 (基本目標：Ⅲ)

この事業は、高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して、健康で明るい生活ができるよう支援し、高齢者福祉

の増進を図ることを目的に設置されています。

本会も町と情報交換を密に行い、情報の共有化を図りながら施設の適正な管理と入居者が安心して健康で明るい生活が送れるよう支援していきます。

2. 八幡荘通所介護事業 (基本目標:Ⅲ)

八幡荘通所介護（デイサービス）事業は、小規模な事業所（定員15名）のため少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のある基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から地域密着型サービスに移行されます。

この地域密着型通所介護（デイサービス）事業は、本町には一施設しかなく芦北町と一体的に事業を進めていく必要があります。新たな事業の1年目にあたり、その事業の趣旨を十分理解し、八幡荘の特性を活かした地域に根付いた事業所を構築してまいります。

3. 田浦福祉センター管理運営事業 (基本目標:Ⅲ)

町民の福祉の増進及び生活の維持向上を図るため、高齢者の生活向上を促し充実した福祉センターの管理運営業務を適切に行います。

■芦北町地域包括支援センター

【介護予防事業係】

1. 転倒骨折予防事業 (基本目標:Ⅲ)

高齢者を年齢や人身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活できる地域の実現を目指すことを目的に実施します。

(1) 介護予防把握事業

①要介護者予備軍（認知症・閉じこもり）の早期発見

- ・閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防へつなげるため、地域包括支援センターや介護予防サポーター、各関係機関等との連携を強化する。（情報の共有化）

(2) 介護予防普及啓発事業

①新しい地域での拠点活動を展開する。（田浦東（田浦1～4、横居木）4月～開始）

②介護予防の取り組みの紹介及びホームプログラムのチラシ配布（1回／年）

③関係機関等による介護予防講習会の開催

- ・歯科衛生士による口腔ケア教室 2拠点（佐敷南、佐敷東）
- ・保健師等による健康講話8拠点（大野、古石、大川内・豊岡、宮崎・湯北・湯東、米田・丸山、大岩、東部、田浦東）

④介護予防の必要性を町民に周知するための健康教室を開催する。

- ・ノルディックウォーキング健康教室を開催する。（6回／年）

奇数月30日（7月のみ29日（金））9：30～11：00の時間帯でノルディックウォーキングの効果や基本動作について指導する。希望者には1ヶ月間ポールを貸し出し、ウォーキングを行ってもらう。

- ・運動、認知、口腔、食育等を絡めた生涯現役健康教室を1日開催で実施する。

（2回／年）7月、11月

⑤介護予防に関するボランティア等の人材育成を行う。

- ・介護予防サポーター養成講座の開催（3回／年）5月、7月、9月

- ・介護予防サポーターフォローアップ研修会の開催（3回／年）

6月、8月、10月

- ・介護予防サポーター指導（スタッフ巡回） 通年

⑥各研修会、講習会へ参加し拠点事業の充実を図る。

（3）地域介護予防活動支援事業

①介護予防に資する体操などを行う住民主体の通いの場を充実させる。

（4）地域リハビリテーション活動支援事業

①各拠点事業での運動器評価を芦北地域リハビリテーション広域支援センターと連携して行う。（3回／年）5月、9月、12月

2. 水俣病発症地域高齢者等在宅支援事業

（基本目標：Ⅲ）

水俣病発症地域における高齢の水俣病被害者等が地域の中で安心して在宅生活を営むことができるよう実施し、日常生活の質の向上及び社会参加の促進に資する取り組みを行います。

（1）新しい対象地区の開催

田浦西地区（田浦町1、3、4、波多島、井牟田）4月スタート

（月1回／第1水曜日14：00～16：00）

田浦南地区（海浦、小田浦）5月スタート

（月2回／第2・4水曜日14：00～16：00）

（2）対象地区に対し、在宅用のプログラムを配布する。（3回／年）

女島地区 1回目：4月、2回目：8月、3回目：12月

佐敷西地区 1回目：5月、2回目：9月、3回目：1月

田浦西地区 1回目：6月、2回目：10月、3回目：2月

田浦南地区 1回目：7月、2回目：11月、3回目：3月

（3）在宅訪問を行う（随時）

拠点への参加がない対象者や、閉じこもりの対象となっている方に対し、訪問、相談業務を行う。

（4）要介護者予備軍（認知症・閉じこもり）の早期発見

地域包括支援センターや介護予防サポーター、各関係機関等との連携強化

（情報の共有化）

（5）介護予防サポーターフォローアップ研修会の開催 11月

（6）拠点事業周知を図るための「ゆめもやいだより（仮）」（活動案内・報告）を発行する。（3回／年）4月、7月、1月

(7) 介護予防プログラムとして「音楽療法」を取り入れる。(4回/年)

各拠点1回/年

(8) 関係機関等による介護予防講習会を開催する。

- ・保健師等による健康講話(4回/年)各拠点1回/年
- ・口腔ケア教室(4回/年)各拠点1回/年
- ・地域リハ講演会(4回/年)各拠点1回/年

(9) 地域間、世代間交流会を開催する(8回/年)各拠点2回/年

- ・地域間交流会では野外でのグラウンドゴルフ等を行い、他の拠点地区などを対象に交流の場を提供する。(女島、佐敷西拠点:5月、田浦西、田浦南拠点:10月)
- ・世代間交流会では子供とのふれあい交流を行う。

(佐敷西、田浦西拠点:7月・8月、女島、田浦南拠点:11月)

(10) 運動器評価を芦北地域リハビリテーション広域支援センターと連携して行う。(3回/年)5月、9月、12月

- ・女島拠点と内野拠点(米田・丸山地区)の比較を行う。【沿岸部と山間部】
- ・熊本県統一の測定基準及び評価を行う。

(11) 各研修会、講習会へ参加し拠点事業の充実を図る。

◇◆◇ 公 益 事 業 ◇◆◇

【地域包括支援センター事業係】

1. 介護予防ケアマネジメント事業

(基本目標:Ⅲ)

要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて対象者自らの選択に基づき、介護予防事業に積極的に参加し、日常生活の中で介護予防の取り組みを習慣化し、住み慣れた地域で元気に過ごしてもらうことを目的に実施します。

- (1) 要支援1・2認定者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)の実施。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者の介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB・C)の実施。
- (3) 介護予防支援における給付管理、請求事務の実施。
- (4) 介護予防ケアマネジメントにおける請求事務の実施。
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業判定会議への参加。

2. 総合相談支援事業

(基本目標:Ⅲ)

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス等が利用できるよう関係機関等との連絡調整を行います。また、公的サービス以外でも地域福祉活動やボランティア活動等の非公的サービス利用も含めた支援が行えるようネットワークの構築を図ります。

- (1) 各種相談受付及び介護認定申請窓口対応
- (2) 地域支援ネットワーク構築

○要援護高齢者等実態調査の実施（４月：民生児童委員協議会の協力）

・社会資源の確認（年２回：４月、９月）

○社会福祉協議会との連絡調整

・地域福祉座談会、地域福祉活動推進員全体会への参加

・安心生活サポート事業の把握

・地域福祉活動推進員の活動状況の把握

（３）福祉用具の貸与（緊急かつ臨時的）

3. 権利擁護事業

（基本目標：Ⅲ）

権利侵害を受けている、または受ける可能性がある高齢者が、住み慣れた地域で安心して、尊厳のある生活を行うことができるよう関係機関等との連携を図ります。また、高齢者虐待や消費者被害等が未然に防止できるよう普及啓発を行います。

（１）高齢者虐待・消費者被害防止等の普及啓発活動

○民生児童委員協議会への周知：１２回／年

○広報誌への掲載１回／年

（２）高齢者虐待を含む権利侵害等ケースへの支援（随時）

（３）成年後見制度利用促進（町長申立ケースへの協力：随時）

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

（基本目標：Ⅲ）

住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、高齢者の状況や変化に応じた包括的及び継続的なケアマネジメント支援を介護支援専門員が実践できるように地域の基盤を整えると共に、個々の介護支援専門員のサポートを行います。

（１）介護支援専門員に対する支援

○介護支援専門員定例会の開催（１回／月・第３水曜日１３時３０分～）

○定期的訪問１回／月

○面接（随時）

（２）主治医、関係機関等との連携（医療、介護連携の推進）

（３）地域ケア会議の開催（１回／月・第３水曜日１５時～）（地域支援ネットワークの構築、地域課題の把握及び課題解決策の検討、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援）

（４）介護保険係との連携によるケアプランチェック（給付適正化）。

（５）住宅改修における事前訪問、軽度者への福祉用具貸与による担当者会議への参加。

（６）困難事例のサービス担当者会議参加。

5. 認知症総合支援事業

（基本目標：Ⅲ）

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で生活を続けていくために、地域における医療及び介護の連携強化並びに町内に居住する認知症が疑われる人、認知症の人及びその家族に対する支援体制の強化を図ります。

（１）認知症初期集中支援推進事業

○支援チームに関する普及啓発

○認知症初期集中支援の実施

- ①訪問支援対象者の把握
- ②情報収集及び観察・評価
- ③初回訪問時の支援
- ④専門医を含めたチーム員会議の開催
- ⑤初期集中支援の実施
- ⑥引継ぎ後のモニタリング
- (2) 認知症地域支援・ケア向上推進事業
 - 認知症地域支援推進事業
 - ・チーム員及び検討委員会と連絡調整を行う
 - ・チーム員及びチーム員会議及び検討委員会の運営
 - ・各地域、医療介護団体等と連携できる体制づくり
 - ・地域に応じた医療・介護サービス事業所や地域の支援者をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務
 - ・認知症の人を抱える家族の会（たけのこ会）への活動支援
 - 認知症ケア向上推進事業
 - ①認知症サポーター養成講座
 - ・きずなの里（7月）、八幡荘（11月）
 - ・小・中学校、一般：随時
 - ②認知症サポーターフォローアップ教室（2回／年：9月・1月）
 - ③認知症キャラバンメイト連絡会開催（2回／年：6月・10月）
 - ④認知症学習会の開催（3回／年：8月・10月・2月）
 - ⑤芦北町認知症ケア高齢者虐待防止等事業の実施
 - ⑥水俣芦北臨床認知症研究会世話人会への参加

6. 生活支援体制整備事業

(基本目標：Ⅲ)

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援します。

- (1) 生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスの調整、開発
 - ①地域のニーズと資源の状況把握
 - ②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
 - ③関係者のネットワーク化
 - ④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
 - ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発
 - ⑥ニーズとサービスのマッチング
- (2) 地域ケア会議への参加（1回／月・第3水曜日 13時30分～）
- (3) 社会福祉協議会との連絡調整
 - 地域福祉座談会への参加
 - 地域福祉活動推進員、民生児童委員との連携
 - ボランティア連絡協議会への参加
 - 各種ボランティア養成講座への参加

■総務課

【総務係】

1. 芦北町もやい直しセンター事業

(基本目標:Ⅲ)

(1) もやい直しセンター運営事業

水俣病や水俣病患者に対するいわれなき差別や偏見をなくし、住民がそれぞれの立場や境遇を正しく理解し合い、みんなが仲良く楽しく暮らせる地域社会実現のため、その場所と機会を提供します。

毎月第4水曜日に温泉施設を無料開放するなど、地域住民の心と心を結び合う場所として、本施設を利用していただくために適正な運営管理を行ってまいります。

(2) ふれあい再生事業

地域住民の交流を促進し、一人ひとりの心の絆を結び町全体にもやい直しの輪を広げるため、展示コーナー及び廊下壁面等を利用した水俣病関係資料などの常設資料展やイベントを開催します。

また、小中学生を対象とした水俣病語り部講座を開催し、「家族のきずな」「人権教育」「環境問題」などについての学びの場を提供します。

さらに、住民間の交流と理解促進を図るふれあい交流イベントを開催します。

(3) 生きがいつくり事業

自らの特技を活かして社会に貢献することにより、生きがいを見出し活力ある地域社会を創造することを目的に、リフォーム教室及び太極拳講座を開催します。

2. 芦北町シルバー人材センター事業

(基本目標:Ⅲ)

(1) シルバー人材センター運営事業

高齢者の一人ひとりのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉向上、活性化に取り組みます。具体的には、剪定講習会等の実施により班体制の組織を充実させ、会員主導による事業運営に向けた活動を進めてまいります。

さらに、高齢化が進む中で、高齢者は受け手ではなく、担い手として虚弱高齢者を支援する支援者としての役割も高まりつつあり又、支援を必要とする高齢者も増加していくものと予想され、今後は介護や福祉へ参加できる場を求めていきます。

(2) 御休み処事業

星野富弘美術館の御休み処は、開設の平成19年度から本社協が運営に当たっています。試行錯誤のうえ、現在はシルバー人材センターの会員で木、日曜日を除く週5日営業を行っているところです。

平成25年度から弁当にも取り組み、近所の高齢者の抛り所や食事の提供に貢献しています。